

すべての事業者の皆様へ  
**電子取引の紙保存が出来なくなります！**

**●令和4年1月1日より電子帳簿保存法が改正**

電子帳簿保存法の事前承認が不要になりましたが、  
**すべての事業者が電子帳簿保存法の対象**となります。  
どの事業者においても、電子取引にあたる取引があった場合には、  
**データ保存の義務**が生じるため、対応が必要です。

**●電子取引とは？**

取引情報の授受をデータで行う取引のことです。  
クラウド上やメールで発注書や請求書を送ったり、受け取った場合は電子取引になります。メールに添付されたPDF等も対象となります。

**●事務処理規程を整備しましょう**

電子取引の保存上の措置として、以下の4つ内いずれかを選択できます。

- 1.タイムスタンプが付与された書類の受領
- 2.タイムスタンプの付与
- 3.訂正削除の記録が残る／訂正削除ができないシステムの利用
- 4.訂正削除の防止に関する事務処理規定の備え付け

1～4の内、すぐに対応できるのは『**4の事務処理規定の備え付け**』になります。  
タイムスタンプやシステムを利用しない場合には、**電子取引の保存要件を満たすために、事務処理規定の作成し、規定に沿って保存することが必要**となります。

裏面に事務処理規定の例がありますので、ご参考にしてください。サンプルが国税庁ホームページよりダウンロードできます。

【参考URL】国税庁「**参考資料（各種規程等のサンプル）**」  
<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/0021006-031.htm>

**【お問い合わせ】****税理士法人ウィズ**

TEL 03-5847-1192

東京都中央区日本橋人形町1-2-7  
人形町サンシティビル4階E-Mail [info@z-with.or.jp](mailto:info@z-with.or.jp)

(法人の例)

## 電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第7条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を履行するため、〇〇において行った電子取引の取引情報に係る電磁的記録を適正に保存するために必要な事項を定め、これに基づき保存することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、〇〇の全ての役員及び従業員（契約社員、パートタイマー及び派遣社員を含む。以下同じ。）に対して適用する。

(管理責任者)

第3条 この規程の管理責任者は、●●とする。

### 第2章 電子取引データの取扱い

(電子取引の範囲)

第4条 当社における電子取引の範囲は以下に掲げる取引とする。

- E D I 取引
- 電子メールを利用した請求書等の授受
- (クラウドサービス) を利用した請求書等の授受
- .....

**記載に当たってはその範囲を具体的に記載してください**

(取引データの保存)

第5条 取引先から受領した取引関係情報及び取引相手に提供した取引関係情報のうち、第6条に定めるデータについては、保存サーバ内に△△年間保存する。

(対象となるデータ)

第6条 保存する取引関係情報は以下のとおりとする。

- 見積依頼情報
- 見積回答情報
- 確定注文情報
- 注文請け情報
- 納品情報
- 支払情報
- ▲▲

(運用体制)

第7条 保存する取引関係情報の管理責任者及び処理責任者は以下のとおりとする。

- 管理責任者 〇〇部△△課 課長 X X X X
- 処理責任者 〇〇部△△課 係長 X X X X

(訂正削除の原則禁止)

第8条 保存する取引関係情報の内容について、訂正及び削除をすることは原則禁止とする。

(訂正削除を行う場合)

第9条 業務処理事やむを得ない理由によって保存する取引関係情報を訂正または削除する場合は、処理責任者は「取引情報訂正・削除申請書」に以下の内容を記載の上、管理責任者へ提出すること。

- 申請日
- 取引伝票番号
- 取引件名
- 取引先名
- 訂正・削除日付
- 訂正・削除内容
- 訂正・削除理由
- 処理担当者名

2 管理責任者は、「取引情報訂正・削除申請書」の提出を受けた場合は、正当な理由があると認めると認める場合のみ承認する。

3 管理責任者は、前項において承認した場合は、処理責任者に対して取引関係情報の訂正及び削除を指示する。

4 処理責任者は、取引関係情報の訂正及び削除を行った場合は、当該取引関係情報に訂正・削除履歴がある旨の情報付すとともに「取引情報訂正・削除完了報告書」を作成し、当該報告書を管理責任者に提出する。

5 「取引情報訂正・削除申請書」及び「取引情報訂正・削除完了報告書」は、事後に訂正・削除履歴の確認作業が行えるよう整然とした形で、訂正・削除の対象となった取引データの保存期間が満了するまで保存する。

附則

(施行)

第10条 この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。